



佐賀県公報

平成19年
7月12日
(木曜日) 外
号

目次

選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

のあつた佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時

- 参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任(告示・五九)一

- 参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

- 参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときのくじを行う場所及び日時

(告示・六〇)一

- 参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示・二

一 選挙長

住所 唐津市和多田先石九番三号

委員長 松 尾 紀 男

- 参議院佐賀県選出議員選挙における選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時

(告示・六一)二

二 選挙長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市新生町四番五五号

氏名 山田 昭子

- 参議院佐賀県選出議員選挙の場所及び日時

(告示・六二)二

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十号

- 参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及び佐賀県選舉分会長職務代理者の選任

(告示・六三)二

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

(告示・六四)三

- 参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出

(告示・六四)三

○参議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示・二

- 参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時(告示・六五)三

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

平成19年7月12日(木)

●参議院佐賀県選出議員選挙選舉長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るもののが三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）
二 日時 平成十九年七月二十七日 午前十時

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 佐賀県選挙分会長

住所 鳥栖市田代上町二二二一番地

氏名 門司健

二 佐賀県選挙分会長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市伊勢町一一番七号

氏名 五郎川展弘

平成十九年七月十二日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁（正庁）
二 日時 平成十九年八月一日 午前九時

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十九年八月一日 午前十時三十分

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

二 日 時 平成十九年七月十二日 午後六時

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場 所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）
二 日 時 平成十九年七月十七日 午後一時三十分

●参議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出のあつた佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

佐賀県選挙分会長 門 司 健

一 場 所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）
二 日 時 平成十九年七月二十七日 午前十時三十分

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十五号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場 所 佐賀県庁（正庁）
二 日 時 平成十九年八月一日 午前十時三十分

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月十二日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷